

社会福祉法人めぐみ会理事、監事並びに評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ会の定款第8条、第21条の規程に基づき、理事、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めたものである。

(報酬等の支給)

第2条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。
評議員の報酬は、無報酬とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。